

法人口座を開設するお客様へ

当 J A では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている事項に加え、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者に J A をご利用いただくため、法人のお客様の口座開設に際しては、2025 年 12 月以降下記のとおり対応させていただきます。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 当 J A の事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当 J A の事業エリアは、黒石市、平川市、弘前市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村でございます。
2. 口座開設にあたっては事業内容や事業実態等の確認事項を含む所定の審査を実施し、ご回答までに 2 週間～1 カ月程度お時間をいただくことがございます。
3. 審査のためにお持ちいただく書類等は以下のとおりです。口座開設の際は当 J A 所定の申込書等の記入をお願いいたします。なお、ご提出いただいた書類は、コピー（写し）をいただきますのであらかじめご了承ください。

(1)	発行後 6 カ月以内の履歴事項全部証明書（原本） 支店や事業所名等で口座開設する場合は住所を確認できる書類
(2)	発行後 6 カ月以内の法人の印鑑証明書（原本）
(3)	ご来店者の公的な本人確認書類（運転免許証等、顔写真付きの証明書類）
(4)	委任状および代表者さまの公的な本人確認書類 （代表者さま以外が手続きされる場合）
(5)	許認可・届出・登録の完了が確認できる資料（必要な業種のみ）
(6)	事業内容がわかる書類 （会社案内・パンフレット・取引先と締結した契約書・見積書等）
(7)	決算書類等（新規設立法人は事業計画書）
(8)	実質的支配者を確認できる書類 （法務局等の商業登記所が発行する実質的支配者リストの写し、代表者の押印がある株主名簿、実質的支配者の本人確認書類等）

4. 上記審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
5. 上記追加の書類を提示いただけない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合があります。

以上

2025 年 10 月 31 日

津軽みらい農業協同組合